

ペット霊園設置に関して規制を求める意見書

近年のペットブームに伴い、ペット霊園（犬、猫その他の愛玩することを目的として飼養される動物に係る墓地、納骨堂、火葬施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己のペットのために設置するものを除く。）をいう。）の需要が高まっており、こうした施設は全国各地に設置されている。

しかし、ペット霊園は、墓地、埋葬等に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象とならないことから、特別な規制がなく、建築基準法等の一般的な規制のもとで建築が可能となっている。

ペット霊園の設置や管理運営をめぐることは、ペットの火葬や埋葬に伴う衛生上、環境上の問題など、事業者と地域住民との間で多くのトラブルが発生していることから、トラブルを経た堺市では令和4年に堺市ペット霊園の設置等に関する条例が施行され、令和7年11月1日時点で、122自治体において条例制定がなされるなど、各自治体が、それぞれの地域の実情に応じた独自の条例や要綱等を制定して対応している。

当該問題は、一部の地域だけに起こるものではなく、ペット霊園や火葬・埋葬事業に関する統一的な設置・運営基準の創設（市長の許可及び事前の住民説明会・協議を義務化、住宅や学校、病院などの周辺施設からの距離制限）、届出義務や構造基準（消臭・排ガス・騒音対策）の明確化、所在が不明確になりがちな移動火葬車への営業届出制や公園や住宅密集地での稼働の制限を含む全国一律の取り締まり・規制基準の確立、是正勧告に従わない場合における事業者名の公表、その他罰則等、根本的な問題解決に資する広域的な基準を定めた法令等が必要不可欠である。

よって、国会又は政府は、ペット霊園の設置等に伴う地域住民の不安を厳粛に受けとめ、良好な生活環境を確保するため、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 ペット霊園に関する法整備を早期に行うこと。

事前協議・許可制の導入、立地・距離制限、移動火葬車の届出・制限、罰則・公表

- 2 ペット霊園の運営実態を監視するとともに、ペット霊園をめぐるさまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処できる体制を国の責任において整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月16日

岸和田市議会